

衛生管理対策の実施状況を報告してください

令和元年10月の豚熱ワクチン接種実施以降も、豚熱の発生は継続しており、最近では10月に前橋市の養豚場で発生が認められました。

また、アフリカ豚熱も、検疫所で海外から持ち込まれた肉製品から検出されるなど、発生のリスクが高まっています。

これらの疾病の発生防止のために、飼養衛生管理の向上が重要です。

そこで、全国の豚の飼養者に対して、衛生管理対策実施状況調査を実施することになりました。

裏面の自己点検表に御回答いただき、令和3年11月25日(木)までにFAXまたはメール（記入済みの自己点検表の写真をメールに添付でも可）にて御返信をお願いします。

家畜伝染病予防法に基づき豚飼養者は以下の衛生管理対策を実施しなければなりません。

- 飼養衛生管理区域や畜舎に出入りする際は、手洗い・アルコール等で消毒する
- 衛生管理区域専用の衣服及び長靴を着用する
- 畜舎が複数ある場合には、それぞれ専用の衣服及び長靴を設置する
- 衛生管理区域に出入りする車両がある場合は、車両を消毒する
- 畜舎外での病原体による汚染防止対策をする
- 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒をする



スプレー消毒



踏込み消毒槽



長靴置き場